

3 - 6 カリフォルニア州電子廃棄物リサイクル法の概要

カリフォルニア州では、2003年9月にディスプレイに係るリサイクル法として『電子廃棄物リサイクル法(SB20)』を制定した。法律は小売業者が消費者からリサイクル料金を徴収するスキームを提案するとともに、対象品目に関して、有毒物質管理局がEUのRoHS指令と同様の有害物質規制を導入することを定めている。

電子廃棄物リサイクル法(SB20)は、2004年の9月に改正され(SB50)、対象品目が拡大されて、リサイクル料金の徴収開始が延期された。

電子廃棄物リサイクル法は、ディスプレイのサイズによって1台あたり6～10ドルのリサイクル料金を徴収することを定めている。リサイクル料金の徴収と支払いは2005年1月1日から開始されている。

1. 目的

対象電子廃棄物に関するリユース、リサイクル、および適正かつ合法的な廃棄に関する包括的かつ革新的なシステムを制定し、有害性が少なく、リサイクル性が良く、再生材料を使用する電子装置を設計するインセンティブを与える。

対象電子装置の引渡し、リサイクル、安全かつ環境に優しい廃棄の確保を図るため、消費者および公衆にとって無料で便利なプログラムを構築するための法律を創設する。

これら有害物質の不法投棄の発生を減らすため、対象電子装置の適正管理に伴うあらゆるコストが、廃棄時ではなく、購入時またはそれ以前に、対象電子装置の製造業者および消費者によって内在化されることを図る。

2. 対象製品 (PUBLIC RESOURCES CODE SECTION 42463 で定義されている)

対角線長4インチ超のスクリーンを持つビデオディスプレイ装置

例：CRTテレビ、液晶テレビ、プラズマテレビ

CRTないしは液晶のパソコンモニター

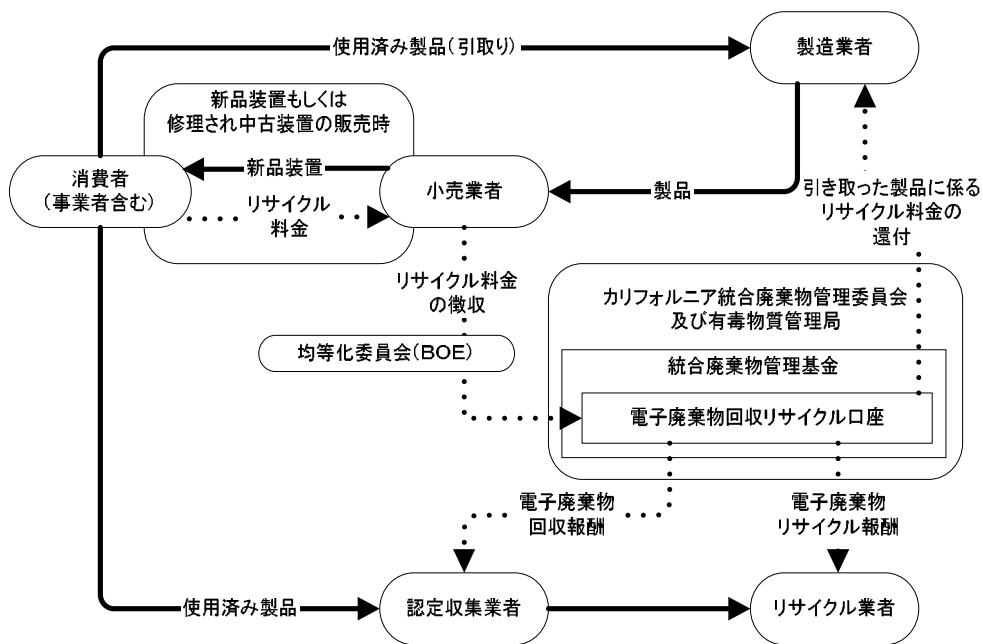
ノートパソコン

例外

- ・自動車に組み込まれたもの
- ・産業、商業、医療機器に組み込まれたもの
- ・洗濯機や、衣類乾燥機、冷蔵庫、冷凍庫つき冷蔵庫、電子レンジ、従来型のオープンレンジ、食器洗い機、ルームエアコン、除湿器、空気清浄器に組み込まれたもの

3. リサイクルスキーム

- ・ リサイクル料金は販売時に小売業者が消費者から徴収
小売業者が消費者の代わりにリサイクル料金を負担することも可能であるが、その場合には販売時に領収書にその旨(“that effect”)を明記
- ・ カリフォルニアで売上税や使用税の徴収を担当している均等化委員会(Board of Equalization: BOE)がリサイクル料金を小売業者から徴収する。徴収されたリサイクル料金は、カリフォルニア統合廃棄物管理委員会及び有毒物質管理局が設置した、統合廃棄物管理基金の中の電子廃棄物回収リサイクル口座に預託される。
- ・ 預託された料金は、認定収集業者の回収費用やリサイクル業者のリサイクル費用を補填するために利用される。



認定収集業者（自治体、自治体の委託業者・認定業者、収集受入を行う非営利機関、製造業者・製造業者の代理者）

図 カリフォルニア州電子廃棄物リサイクル法のリサイクルスキーム

リサイクル料金の設定

製品	料金
(1) 4 インチ以上 15 インチ未満の対象装置	6 ドル/台
(2) 15 インチ以上 35 インチ未満の対象装置	8 ドル/台
(3) 35 インチ以上の対象装置	10 ドル/台

1: 対象電子装置を販売する小売業者は、料金収集に伴う何等かのコストの引き当てとして、電子廃棄物リサイクル料金の3%を留保できる。

2: リサイクル料金は2005年の8月1日までに見直しがされ、以降1~2年で再度見直しが行われる。

4. 関係主体の責務

関係主体	責務
製造業者	<ol style="list-style-type: none"> 1) 名称・ブランドの表記：2005年1月1日以降 2) 小売業者と均等化委員会(BOE)に対して、対象となる品目を通知する。 3) カリフォルニア統合廃棄物管理委員会に対して以下の報告を行う（2005年7月1日まで。以降、少なくとも年1回）。 <ul style="list-style-type: none"> ・対象品目に関する前年の販売数量（推計値） ・対象品目に使用した有害6物質の使用量と対前年削減量（推計値） ・対象品目に使用した再生可能な材料の使用量・対前年増量（推計値） ・リサイクル設計に関して行った努力と目標、将来計画 ・対象品目に関する事前通知を行った小売業者のリスト 4) 消費者に対して、回収・リサイクル・処分がどこでどのように実施されるか、また、どこでいつ使用済み製品の回収・引渡しをできるのかについての情報提供を行う（無料電話やインターネット、製品ラベル、包装、販売時の説明等）。
小売業者	リサイクル料金の徴収：2005年1月1日から

5. 有害物質規制

有害物質管理局は、EU/RoHS 指令で規制される範囲を限度として、当該電子装置が州内で販売されることを禁止する規則を制定する。本規則は、2007年1月1日またはEU規制が開始される日以降のどちらか遅い日に発効する。

6. 輸出規制

対象電子廃棄物の輸出時には、特定の通知と特定の行為(OECDルールに則るなど)を実施する。